

第 3 号

12月9日(金)

平成28年第5回氷川町議会定例会会議録（第3号）

平成28年12月9日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 議案第40号 氷川町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第41号 平成28年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第 3 議案第42号 平成28年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第43号 平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第44号 平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第45号 平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 認定第 7号 平成27年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 8号 平成27年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 9号 平成27年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第10号 平成27年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第11号 平成27年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第12号 平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙について
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙について

日程第13 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第14 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 河 口 涼 一	2番 清 田 一 敏
3番 長 尾 憲二郎	4番 上 田 俊 孝
5番 江 崎 悟	6番 三 浦 賢 治
7番 松 田 達 之	8番 片 山 裕 治
9番 米 村 洋	10番 笠 原 良 一
11番 上 田 健 一	12番 永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 草 野 信 一 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	副 町 長 平 逸 郎
教 育 長 太 田 篤 洋	総 務 課 長 陳 野 信 次
企画財政課長 森 田 寿 也	税 務 課 長 岩 本 博 美
町民環境課長 野 田 俊 明	健康福祉課長 増 永 光 幸
農業振興課長 尾 村 幸 俊	農地整備課長 前 田 昭 雄
建設下水道課長 前 崎 誠	総務振興課長 木 本 栄 一
商工観光課長 西 田 美 子	会 計 管 理 者 濤 岡 美 智 代
学校教育課長 稲 田 和 也	生涯学習課長 沖 村 眞 一
農業委員会事務局 長 星 田 達 也	代表監査委員 本 田 孝 志

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第40号 氷川町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第1、議案第40号、氷川町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第41号 平成28年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（永田義昭君） 日程第2、議案第41号、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 今回、この一般会計補正予算の中でちょっとお伺いしたいのが、18ページ、健康福祉課長のほうの担当になるかと思えますけれども、高齢者福祉費の地域介護福祉空間整備等事業費補助金というのを3施設のほうに歩行アシストカーを6台、全額補助で出すんだという説明を受けましたけれども、これについて担当者の方、職員の方にお伺いしたところ、厚生労働省のホームページにこの募集が載っているということでしたのですけれども、実質的にこの厚生労働省のホームページを氷川町内のこの介護施設の人たちがどれだけ開いているのかという、

ちょっと私のほうで調べると、ほとんど厚生労働省のホームページの助成金等の中身というのは開いておられない。また、これは厚生労働省が直接この補助金を出すんじゃないで、厚生労働省の下にある補助機構のほうでこの事業をやっています。これはロボットを使った最新鋭の企業が、そのロボットを使って福祉現場にその介護職員の負担を軽減するために、こういうロボットを使ったものに対する補助金をやりましょう、100%の補助金をやりましょうというのをやっと見つけたんです。それでこの3施設、花音それから桜ヶ丘別荘、それから早尾園だったですかね八祥苑か、この3施設がこれに手を挙げておられた。私は聞いてみました、この施設に、「どうやってこの補助金を見つけられたのですか」と。そうしたら、「これに対しては、この介護器具の業者のほうから話を聞きました」ということでした。2件とも。早尾園のほうはちょっと聞いていませんけれども。実際には役場職員のほうが知っていたのか知らなかったのかというところを、ちょっと聞いてみたんです。ところが、申請を出すのはこの氷川町に申請を出さなければいけないんですね。だから当然、氷川町はこの補助金制度があるというのは知っていました。でですね、「何で氷川町のこの介護施設の皆さんに、こういう100%助成があるよというのを教えなかったんですか」という話をしたら、「県のほうでホームページに出ているからという話があったので何も通知は出していません」という話でした。そここのところを、私はやっぱり町が知り得た情報、そして100%国が補助してくれる補助金、こういうものは少なくとも氷川町内のこの介護施設の人たちに、こういう事業がありますよ、こういう補助金がありますよというような情報を流していただきたかったなと思うんですね。県が出さなくていいから出してない。皆さんは業者さん、介護器具の業者さんが来たところだけ情報を持っていた。誰も厚生労働省のホームページを見てこれに手を挙げたわけじゃない。これは、歩行アシストカーだけじゃないんです。私が調べたら15、6種類の例えば見張り番、介護を受けている人がベッドを立ちあがったらそれをセンサーで教えてくれる。だからこの前、氷川学園でおられなくなった、部屋から出て行った、寝てて出て行かれたとかというようなときに、ちゃんと管理者のほうにそれがわかるシステムなんかもたくさんあったんです。だから私は町の姿勢として、厚生労働省のホームページに載っているからそれでいいという姿勢であってはいけないなど。県がそう言っても、厚生労働省のホームページにこういうものが出ていますよという情報提供、これは私はすべきじゃないかと思うんですが、課長でも町長でもいいですけど、そここのところを今後ですよ、今回の分については仕方ない。たくさんそういうものが、町で施設を持っている人たちがより介護職員の皆さんたちも含めて、より良い施設をつくっていくためには、そういう町の1つ踏み込んだ情報提供等があればいいと思う

んですが、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（増永光幸君） 先ほど、江寄議員さんからお話がありました介護のロボット事業の補助金につきましては、おっしゃるとおり氷川町としては事業者の方に対しては個別に周知をしております。これにつきましては、県の担当者会議の際に質問事項で「周知の方法はいかにするのか」という質問が市町村からありましたので、その際に県が「県で行う」という旨の回答をいたした関係で、今回はされるものと思ひまして個別では周知はしていません。このことによって、町内の事業者の方々に不公平感が出たというのは否めない事実であります。よって、この件につきましては直ちに県のほうにも報告をしまして、周知方法等を検討しまして氷川町でももちろん個別に周知をできるような体制を構築できればと考えております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） ご指摘、ありがとうございます。

今、課長が申し上げましたとおり、やはり情報というのは私たちが責任を持ってそれぞれの関係のある方に周知をするというのが、私たちの役目でございます。そういった意味で以前から福祉施設の連絡協議会を作りましょうと、作ってくださいということで、それぞれ担当課にはお願いはしてきておりましたが、まだできておりません。このことにつきましては、今回のことも含めまして早急に連絡協議会を作らせていただきたいと思っております。そして、定期的にそういった情報提供の機会を作る、あるいは苦情を聞いたり、あるいはこちらからお願いすることをお願いしたり、そういった機会を作っていきますと今のような部分が出てくるかと思っておりますので、ぜひそのことは早急に連絡協議会を作らせていただいて、そういった情報の提供あるいはいろんな要望もその時に聞けるんですね。町への要望等も含めて、お聞きしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（永田義昭君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 町長、ありがとうございました。

こういうふうな情報提供というのは、今、福祉関係についてはそういう協議会を作ってください方向で検討するということです。非常にありがとうございます。ただ、福祉関係だけじゃなくてそれぞれの課長たちが持っている、例えば事業者のものとか農業のものとかこういう情報がありますよという、本来町の事業の場合にはそれは出てきます。県とか国のときにそれが町内の関係者の方たちに周知していただければ、もっとそういう町内の人たちの事業及び農業にあっても、例えば母子家

庭であってもそういう情報が、こういうのが今度新しく出ましたよというようなのを、ぜひ町民の皆さんに周知してほしいなと思います。

以上で終わります。

○議長（永田義昭君） ほかに、質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第42号 平成28年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（永田義昭君） 日程第3、議案第42号、平成28年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。
これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第43号 平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（永田義昭君） 日程第4、議案第43号、平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第44号 平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（永田義昭君） 日程第5、議案第44号、平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第45号 平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（永田義昭君） 日程第6、議案第45号、平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 今回、工事請負費が1億1,000万円上がって、これについては要望額、当初から比べると追加要望が出て1億1,000万円いただくことができましたという説明だったと思います。

2つ聞きたいのは、下水道特別会計、下水道事業において地方債の充当率、要するに単費が非常に少ないというか、充当率は昔75だったと思うんだけど、今はほぼ100%充当がっているのかどうかというのが1つと、それから今回の1億1,000万円の追加予算によって、下水道事業の最終年度についてはどういうふうになら、最終年度、延びているのかな。最終年度がどうなっていくのか、今のこの予定としてはどういうふうにご考慮されるのか。

それから3つ目になった。行政報告で町長のほうから宮原下水処理場について今、検討が進められているという話なんだけれども、現在の進捗状況というか、どの程度まで流域下水道に入れる分についての進捗が進んでいるのか。今後どういうふうな予定で進めていくのか。そこのところを建設下水道課長、わかる範囲で結構です。お願いします。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 下水道の起債の充当率は合併特例債を使っておりまして、90%の充当率になります。

下水道の整備につきまして、本年度要望額に対しての満額回答で3億円で事業を今進めておりまして、98%ぐらいの執行率になっております。追加の1億円の補助が追加要望して承認されましたので、平成29年度で面整備は完了する予定になっております。流域下水道の協議につきましては、八代北部流域下水道促進協議会のほうで話を出してございまして、まだ協議中でありまして、詰めた段階で本年度役員会で流域編入のご承認をしていただければというところで、今スケジュールでは進んでおります。現在の状況まででよろしいですかね。

承認がいただけますと、あとの施設整備あたりを進めていきまして、平成34年度に流域編入して宮原処理場を廃止しまして、八代北部流域下水道の処理場で供用

開始をする予定になっております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 下水道債、合併特例債で90%の充当率ということですが、90%の充当率で一般財源11万2,000円でいいというのが、ちょっとわからないということです。

それから、管渠の面整備が29年度、来年度いっぱいですべて完了する今の計画部分、全体計画と認可の区域がありますけれども、認可の部分が29年に終わることですか。全体計画が29年度で、すべて当初の計画どおり全体全部が認可に入っているのか、まだ全体計画の中で認可が取れていない所があるのか、そのところを1つ。

それから、流域に接続するための供用開始を35年と言われましたかね。35年ということは、今28年ですから、まだ7年後ぐらいまでかかるという話ですね。それとあと7年かかるのにおいて、宮原処理場の施設等については、あと7年分ある程度の補修でいいのか、大がかりな補修はこの中には入ってこないのか、そのところをお伺いします。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） すみません、起債の充当率については、ちょっと再度確認をしたいと思います。申し訳ありません。

それと下水道の整備につきましては、全体計画で今28年度末で98.6%ぐらいに整備が終わる予定になっております。29年度事業を進めますと計画区域内の面整備自体は全体終わってしまうということになります。

それと流域編入ですが、平成34年度の供用開始に向けて今協議を行っている状況でありまして、宮原処理場の施設、だいぶ老朽化をしておりますが、年間の維持修繕費で施設の個別ごとの水処理をするための施設に対応する修繕費で、残りの期間を対応していきたいと考えております。

以上です。

○5番（江寄 悟君） 終わります。

○議長（永田義昭君） ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定をすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 7 認定第 7号 平成27年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 8号 平成27年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 9号 平成27年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第10号 平成27年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第11号 平成27年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第12号 平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（永田義昭君） お諮りします。

認定第7号から認定第12号までは、次回定例会まで継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号から認定第12号までは、次回定例会まで継続審査とすることに決定しました。

ここでしばらく、休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時23分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設下水道課長から発言の訂正の申し出があります。建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 議案第45号、平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑の中で、江寄議員さんの質問の内容に答えました内容で、起債の名称と充当率が間違っておりましたので訂正をさせていただきたいと思ひます。起債の名前は下水道事業債で、充当率は補助も単独も100%となっております。一般財源は端数となっております。

以上です。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（永田義昭君） それから執行部の皆さんは一応自席で待機していただきたいと思ひます。

休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時26分

再開 午前11時41分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1、議長辞職の件について、職員のほうから説明をさせます。

○議会事務局長（草野信一君） 平成28年12月9日、氷川町議会副議長殿。氷川町議会議長、永田義昭。

辞職願。

一身上の都合により議長を辞職したいので、許可をされるようお願い出ます。

○議長（永田義昭君） 副議長に席を替わりますので、よろしくお願ひいたします。

当事者ですので、代わります。

○副議長（上田健一君） 議長永田義昭君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（上田健一君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、永田義昭君の退場を求めます。

[永田義昭議員 退場]

○副議長（上田健一君） 永田義昭君の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、永田義昭君の議長の辞職を許可することに決定しました。

永田義昭君の入場を認めます。

〔永田義昭議員 入場〕

○副議長（上田健一君） お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第2、議長の選挙を行うことに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 議長の選挙について

○副議長（上田健一君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、永田義昭君が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、永田義昭君が指名することに決定しました。

永田議員、登壇しご指名をお願いします。

〔永田義昭議員 登壇〕

○12番（永田義昭君） 議長に片山裕治君を指名いたします。

○副議長（上田健一君） お諮りします。

ただいま永田義昭君が指名しました片山裕治君を議長の当選人として定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、片山裕治君が議長に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

片山裕治君に承諾の挨拶をお願いします。

○8番（片山裕治君） 皆さん、お疲れ様です。ただいま、ご指名いただきました片山でございます。

大変な時期に議長指名いただきまして、身の引き締まる思いであります。今後、議会の運営がスムーズにいきますように、皆様議員の方々のご協力とご理解をいただきまして、議会がスムーズにいきますように努力してまいりますので、ぜひご協力のほどよろしくをお願いいたします。

[拍手]

○副議長（上田健一君） 議長のこの席を降ります。

新議長に登壇をお願いします。

[片山裕治議員 登壇]

○議長（片山裕治君） ただいま副議長が欠けました。

しばらく休憩をとります。

-----○-----

休憩 午前11時51分

再開 午前11時59分

-----○-----

○議長（片山裕治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副議長上田健一君から、副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 異議なしと認めます。

しばらく休憩をとります。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後0時23分

-----○-----

○議長（片山裕治君） では、再開いたします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第3 副議長辞職の件

○議長（片山裕治君） 追加日程第3、副議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、上田健一君の退場を求めます。

[上田健一議員 退場]

○議長（片山裕治君） 職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（草野信一君） 平成28年12月9日、氷川町議会議長、片山裕治様。氷川町議会副議長、上田健一。

辞職願。

この度、一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

○議長（片山裕治君） お諮りします。

上田健一君の副議長の辞職を許可することに、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 異議なしと認めます。

したがって、上田健一副議長の辞職を許可することに決定しました。

上田健一君の入場を求めます。

[上田健一議員 入場]

○議長（片山裕治君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第4、副議長の選挙を行うことに決定しました。

-----○-----

追加日程第4 副議長の選挙について

○議長（片山裕治君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことを決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

長尾憲二郎君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました長尾憲二郎君を副議長の当選人として定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 異議なしと認めます。

したがって、長尾憲二郎君が副議長に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長当選承認承諾及び挨拶をお願いします。長尾憲二郎副議長、ご登壇ください。

[長尾憲二郎議員 登壇]

○3番（長尾憲二郎君） ただいまご紹介いただきました副議長を仰せつかり、身の締まる思いでございます。責任を重大に感じております。片山議長を支えながら議会運営をうまくやっていくように、皆様のご尽力をいただきたいというふうに思います。

また、私のほうにいろいろな議題がございましたら、ぜひ一緒になって解決していきたいと思っておりますので、皆様のご支援をお願いして挨拶に代えます。

ありがとうございました。

[拍手]

○議長（片山裕治君） しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時28分

再開 午後0時46分

-----○-----

○議長（片山裕治君） 再開いたします。

-----○-----

日程第 1 3 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（片山裕治君） 日程第 1 3、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました調査・活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 1 4 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（片山裕治君） 日程第 1 4、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました調査・活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることを決定しました。

-----○-----

日程第 1 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（片山裕治君） 日程第 1 5、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議会運営委員会の委員に、永田義昭君、上田俊孝君を指名します。委員長に米村洋君を指名します。

お諮りします。

指名した永田義昭君、上田俊孝君を委員に追加し、米村洋君に委員長を指名します。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 異議なしと認めます。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第5回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後0時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議長 永 田 義 昭

平成 年 月 日 氷川町議会副議長 上 田 健 一

平成 年 月 日 氷川町議会議員 松 田 達 之

平成 年 月 日 氷川町議会議員 片 山 裕 治